

# 令和8年度平泉町地域おこし協力隊募集・採用支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

平泉町

この要領は、平泉町（以下「発注者」という）が発注する「令和8年度平泉町地域おこし協力隊募集・採用支援業務」（以下「本業務」という）に係る委託事業者の選定にあたり、必要な事項を定めるものであり、以下のとおり企画提案を募集する。

## 1 目的

本業務は、新たに採用を予定する地域おこし協力隊（以下「隊員」という）の募集及び採用の業務について、メインターゲットとなる首都圏や都市部在住の若者等に対し効果的に情報を発信するとともに、応募者のスキルや適性を判定し有能な人材を確保することを目的とする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度平泉町地域おこし協力隊募集・採用支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙1「令和8年度平泉町地域おこし協力隊募集・採用支援業務委託仕様書」のとおり  
※契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部変更する場合がある。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 3,294,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 担当部署

平泉町まちづくり推進課

住所 〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2

電話 0191-46-5578（直通）

FAX 0191-46-3080

メール [kikaku@town.hiraizumi.iwate.jp](mailto:kikaku@town.hiraizumi.iwate.jp)

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての資格要件を満たす者とする。

- (1) 岩手県内に本社又は業務委託契約締結について本社から委任されている支社若しくは営業所を有し、本業務の実施（打合せを含む）について迅速かつ円滑に対応できる体制及び本業務を確実に履行できる体制を整えていること。

- (2) 本業務の遂行に必要な専門的知識を有している又は必要な専門的知識を備えた関連企業等との協力関係を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 平泉町暴力団排除条例（平成 27 年平泉町条例第 38 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有しない者であること。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

## 5 プロポーザルのスケジュール

期日	内容
令和 8 年 7 月 8 日（水）	町ホームページへの掲示（実施要領、様式、資料等の公表）
令和 8 年 7 月 15 日（水）	質問受付期限
令和 8 年 7 月 17 日（金）	質問回答期限
令和 8 年 7 月 22 日（水）	参加表明書の提出期限
令和 8 年 7 月 30 日（木）	企画提案書の提出期限
令和 8 年 8 月 4 日（火）午後	プロポーザル審査委員会による契約候補者の選定
令和 8 年 8 月 5 日（水）	審査結果の通知（契約候補者の選定通知）
令和 8 年 8 月中旬（予定）	契約締結

## 6 参加表明書の提出

参加希望者は、次により参加表明書及び資格要件確認に必要な書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 7 月 22 日（水）正午（必着）
- (2) 提出先 平泉町まちづくり推進課（前記 3 参照）
- (3) 提出部数 各 1 部
- (4) 提出方法 持参又は郵送

※持参する場合は、閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと

- (5) 提出書類
  - ① 参加表明書（様式第1号）
  - ② 法人概要書（様式第2号）
  - ③ 参加資格要件確認書（様式第3号）
- (6) 参加承認 参加表明者が資格要件を満たしているか確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知するものとする。
- (7) 参加辞退 参加申込後、参加を取りやめる場合は「辞退届」（様式第8号）を提出すること。

## 7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第4号）により提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月15日（水）正午（必着）
- (2) 提出先 平泉町まちづくり推進課（前記3参照）
- (3) 提出方法 電子メールにより提出（送信）  
件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和8年7月17日（金）までに、電子メールにて参加表明者に随時回答する。

## 8 企画提案書等の提出

本プロポーザルの企画提案書等は、次のとおり作成し、提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月30日（木）午後5時（必着）  
※提出期限後に到着した書類は無効とする
- (2) 提出先 平泉町まちづくり推進課（前記3参照）
- (3) 提出方法 持参又は郵送  
※持参する場合は、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで  
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと
- (4) 提出部数 6部（正本1部、副本5部）  
提出書類一覧の電子データを格納したCD-R（1枚）も提出すること。
- (5) 提出書類
  - ① 企画提案書表紙（様式第5号）
  - ② 業務実施体制（様式第6号）
  - ③ 担当者の経歴（様式第7号）
  - ④ 業務フロー、工程計画（任意様式）
  - ⑤ 企画提案書（任意様式）  
内容は別紙「仕様書」に基づき作成すること。

⑤ 見積書及び内訳書（任意様式）

企画提案書に基づく見積書とし、本業務を遂行するにあたって必要となる一切の費用を含む金額（企画提案書提出時点における消費税及び地方消費税相当額を含む金額）とすること。ただし、参考見積額が上記「2.（4）提案上限額」を上回る場合は失格とする。

(6) 書類作成に係る留意事項

- ① 企画提案書は1者1提案とすること。
- ② 書類は、原則A4版用紙への印刷とし、A3版用紙を使用する場合は、片袖折りでA4版サイズに折り込むこと。
- ③ 複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。
- ④ 企画提案書の記述は、補足説明を要さず理解できる内容とすること。

## 9 契約候補者の選定方法等

(1) 審査体制

平泉町地域おこし協力隊募集・採用支援業務公募型プロポーザル審査委員会を設置し、審査、契約候補者の選定を行う。

(2) 評価基準

企画提案書の評価は以下のとおりとし、契約候補者を選定する。

- ① 審査委員会は別紙2「平泉町地域おこし協力隊募集・採用支援業務公募型プロポーザル評価基準」により、公平かつ客観的に審査し、評価点数が最高の者を契約候補者として選定する。
- ② 評価点数が同数の場合は、審査委員の多数決により決定する。
- ③ 提案者が1者の場合でも審査を行い、一定の評価基準を満たした場合、その提案者を契約候補者として選定する。
- ④ 提案者が3者を超える場合は、事前に書類審査を行い、審査後、参加者全員に電子メールで通知する。

(3) プレゼンテーション

- ① 提案書に基づくヒアリング（プレゼンテーション）を実施し、評価基準に従い採点を行う。応募状況により、対面方式でなくオンライン方式とする場合がある。
- ② プレゼンテーションは1社あたり40分以内とする。  
（準備及び片付け10分、プレゼンテーション20分、質疑10分）
- ③ 出席者は、管理責任者含む2名以内とする。
- ④ プレゼンテーションで使用する電源、スクリーンは町が用意し、それ以外の必要機器（パソコン、プロジェクター、ケーブル類等）は参加者が用意すること。
- ⑤ 総合評価点（合計点）が最も高い者を契約候補者、次に総合評価点が高い者を

次点順位者として選定する。総合評価点（合計点）が同点の場合は、見積金額がより安価である者を上位者とする。

- ⑥ 前号の規定により順位が決定できないときは、審査会委員長が順位を決定する。
- ⑦ 評価は非公開により実施する。

#### (4) 審査結果通知

- ① 審査結果は参加者全員に文書で通知する。
- ② 選定内容及び審査結果に対する問い合わせには応じないものとする。  
また、審査結果に対する異議申し立ても受け付けないものとする。

#### (5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、これを失格とする。

- ① 資格要件を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ② 参加表明書を提出しなかった者の提案
- ③ 提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ④ 参考見積額が業務規模を超える提案
- ⑤ 提出書類の不鮮明等により必要事項が確認できない提案
- ⑥ その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

## 10 契約締結

契約候補者と企画提案書に記載された項目に基づき協議し、協議が整い次第、当該契約を締結するものとする。

## 11 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談等を行ってはならない。また、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、契約候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者を参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 12 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加者が町に提出した書類は返却しない。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は提案者が負担するものとする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (4) 本プロポーザルは、随意契約の優先候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。